

平成29年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 クローバー(法人番号7140005014537)

監査実施日 平成29年10月13日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
1 幼保連携型認定こども園の移行に伴う定款変更の認可申請が行われていないので、早急に手続きを行うこと。	改善済
2 平成28年度に借入を行っているが、理事会で審議していない。社会福祉法改正前の案件ではあるが、理事長等の専決範囲について、定款施行細則等で定めていないため、理事会で審議すべき事項である。理事長等に専決させる場合は定款施行細則にその範囲を定めること。また、社会福祉法第45条の13第4項には「多額の借財」等について、その業務執行の決定を理事に委任することができないとされていることに留意すること。	改善予定
3 理事会の議事録に、議長と議事録署名人2名が署名していた。定款では、「理事長と出席した監事」が署名すると規定しているので、定款に定めているとおりに署名すること。	改善済
4 経理処理における内部牽制体制に不備があるので、経理規程等に基づく処理を行うこと。	改善済
5 社会福祉法人会計基準に基づく会計処理がされていないので、対応すること。 ・経理規程が改正されておらず、現行の社会福祉法人会計基準に対応できていない。 ・収支を計上した勘定科目に誤りがある。 ・附属明細書の作成及びその様式に関して不備がある。 ・計算書類の注記の項目に漏れがある。また、備え付けている計算書類に注記が含まれていない。	一部改善済

平成30年1月12日現在